

佐伯市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和 2年3月26日
佐伯市教育委員会

1 趣 旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第7条第1項に規定する指針及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」(昭和32年大分県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条の2の3第3項の規定に基づき、佐伯市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。

2 対象者

本方針は、佐伯市立学校に勤務する教育職員(佐伯市立学校管理規則第15条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)を対象とする。

なお、本方針の対象とならない職員については、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める時間外労働の規制が適用される。

【佐伯市立学校に勤務する教育職員(幼稚園勤務の職員を除く)】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員、技術職員

3 業務を行う時間の上限

(1) 本方針における「在校等時間」の考え方(規則第10条の2の3第1項)

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務を時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○在校している時間

＜加える時間＞

①校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

＜除く時間＞

②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(※自己申告による)

③休憩時間

(2) 上限時間の原則(規則第10条の2の3第1項)

佐伯市立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|---------------|---------|
| ①1箇月の時間外在校等時間 | 45時間以内 |
| ②1年間の時間外在校等時間 | 360時間以内 |

※時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。以下同じ。

(3) 特例的な扱い(規則第10条の2の3第2項)

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、時間外在校等時間を以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|--|---------|
| ①1箇月の時間外在校等時間 | 100時間未満 |
| ②1年間の時間外在校等時間 | 720時間以内 |
| ③連続する複数月(2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月)のそれぞれの期間について、1箇月の時間外在校等時間の平均 | 80時間以内 |
| ④1年のうち1箇月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 | 6箇月以内 |

※「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務をせざるを得ない場合とする。具体的には、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などが想定される。

4 教育委員会及び学校の管理職の責務

(1) 教育職員が在校している時間は、タイムカード等により客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。

- イ 時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること。^{注1}
- ロ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- ハ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含め、その取得を促進すること。
- ニ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ホ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

注1.「佐伯市立学校職員の長時間勤務者に対する健康管理対策実施要領」

面接指導等の実施

- ①日常観察等により長時間勤務による疲労の蓄積があると思われる職員で面接指導の申し出のあった職員
- ②時間外勤務が2～6ヶ月の平均が1月当たり80時間を超え、面接指導の申し出のあった職員

(4) 本方針を踏まえた佐伯市立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、佐伯市立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(5) 市長と本方針について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、市長の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

5 留意事項

(1) 上限時間について

- ・本方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本方針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものである。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。